

令和2年2回寄居町農業委員会総会議事録			
開催年月日	令和2年2月25日(火)		
開催場所	寄居町役場 全員協議会室		
開会時刻宣告者	議長 室岡 重雄	午後3時00分	
閉会時刻宣告者	議長 室岡 重雄	午後3時37分	

委員出席状況

席次 番号	氏 名	出・欠	席次 番号	氏 名	出・欠
1	野 澤 明 廣	出	11	内 田 平 三	出
2	石 澤 清 治	出	12	坂 本 和 彦	欠
3	八 木 秀 雄	出		坂 本 規 男	出
4	柴 崎 高 志	出		柴 崎 徹	出
5	室 岡 重 雄	出		加 藤 和 明	出
6	新 井 一 弘	出		須 賀 正 光	出
7	小 和 瀬 守	出		野 口 秀 明	出
8				吉 田 一 行	出
9	小 野 田 房 良	出		關 谷 利 男	出
10	中 嶋 安 男	出		小 淵 美 喜 夫	出

議事参与者

職 員

局 長 大野芳春
 次 長 清水周二
 書 記 加々美君代
 書 記 俣田和之

発 言 者	内 容
<p>事務局長 議長</p>	<p>(起立・礼・着席の発声)</p> <p>ただいまから令和2年第2回寄居町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>本日、坂本和彦委員から欠席の旨の通告がありましたので、御報告いたします。現在の出席委員は11名中10名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p>これより議事に入ります。</p> <p>事務局から本日の議事日程を朗読いたさせます。</p>
<p>事務局長</p>	<p>令和2年第2回寄居町農業委員会総会、</p> <p>日程第1、議事録署名委員の選任について。</p> <p>日程第2、報告第1号、農地法施行規則第29条第1号の規定による届出について(農業用施設)。</p> <p>日程第3、議案第3号から議案第4号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について。</p> <p>日程第4、議案第5号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について。</p> <p>日程第5、議案第6号から議案第8号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について。</p> <p>日程第6、議案第9号、農用地利用集積計画による利用権の設定について。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、日程第1、議事録署名委員の選任についてを議題といたします。</p> <p>寄居町農業委員会会議規則第11条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことで御異議ございませんか。</p> <p>(委員から、「なし」の声)</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、石澤清治委員と八木秀雄委員にお願いいたします。</p> <p>続きまして、日程第2、報告第1号、農地法施行規則第29条第1号の規定による届出についてを報告いたします。</p> <p>それでは、報告第1号について事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、議案書の1ページを御覧ください。</p> <p>農地法施行規則第29条第1項第1号の規定により届出につきましては、農地を畜舎、堆肥舎、農機具収納施設、農業用倉庫等の農業用施設の用に供する場合、農地の面積が2アール未満であれば農地転用の許可は必要なく、農業委員会への届出で足りるというものです。</p> <p>それでは、報告番号第1号につきまして、御報告申し上げます。</p> <p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p>
<p>事務局</p>	<p>申請者の出生前から建てられた建物で、現在も農機具が収納されています。トラクター等も収納されており、雨等から避けるためにも必要不可欠であるということだそうです。</p> <p>説明は、以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>報告事項ですので、御了承願います。</p> <p>続きまして、日程第3、議案第3号から議案第4号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。</p> <p>それでは、議案第3号について事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、議案書の2ページを御覧ください。</p> <p>農地法第3条の規定による許可申請につきましては、農地を農地として権利移転または設定をするものです。</p>

発 言 者	内 容
事務局	<p>それでは、議案第3号につきましては、御説明申し上げます。</p> <p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p> <p>(譲受人)さんは、会社を辞めてからは農業をやっております。(譲受人)さんの農地は、申請地の東側と西側にもあり、申請地が少し荒れ始めてきてしまっていることから、譲渡人の方に相談したところ、申請地を譲り渡しいただけることになりました。これからは、自分で管理していきたいそうです。ここでは、ミカン栽培をし、いずれはアグリ館にも出していきたいというお話です。</p> <p>本議案の、許可要件の該当性ですが、農地法第3条第2項に規定されております、第1号全部効率利用、第2号農地所有適格法人以外の法人、第3号信託、第4号農作業常時従事、第5号下限面積、第6号転貸禁止、第7号地域調和、全てにつきまして、法の求める一般的な許可要件は、問題ないものと考えます。</p>
議長	<p>説明は、以上でございます。</p> <p>この件につきまして、まず地元の委員さんの御意見を伺います。</p> <p>小野田委員。</p>
小野田委員	<p>去る21日に、加藤委員と現地確認に行っていました。(譲受人)さんにもお会いしまして、現地を見たわけではありますが、現在、該当農地は栗が植わっておりまして、手入れをしていない状態です。(譲受人)さんとしては、やっと自分の家の前の広い農地が手に入るということで、喜んでいました。いずれ栗を切って、そこにミカンを植えてみたいということをお話ししていました。</p>
議長	<p>以上で、問題ないと思いますので、御審議のほどよろしく願いいたします。</p> <p>他に御意見はございますか。</p> <p>(委員の中から、「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第3号は原案のとおり決定いたします。</p> <p>次に、議案第4号についてですが、野澤明廣委員が申請人となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により、審議開始から終了まで退席をお願いいたします。</p> <p>(野澤委員 退席)</p>
議長	<p>それでは、議案第4号につきまして、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第4号につきましては、御説明申し上げます。</p> <p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p> <p>野澤さんは、植木業を御夫婦、そして息子さん御夫婦の4人で営んでおります。譲渡人の方も東京に住んでいることから、管理もできず、荒れてきてしまっている農地でした。今回、野澤さんが譲り受けることになり、さらに植木や植木の苗の生産の拡大を図っていききたいとのことです。</p> <p>本議案の、許可要件の該当性ですが、農地法第3条第2項に規定されております、第1号全部効率利用、第2号農地所有適格法人以外の法人、第3号信託、第4号農作業常時従事、</p>

発 言 者	内 容
議長	<p>第 5 号下限面積、第 6 号転貸禁止、第 7 号地域調和、全てにつきまして、法の求める一般的な許可要件は、問題ないものと考えます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p> <p>この件につきまして、まず地元の委員さんの御意見を伺います。</p> <p>小和瀬委員。</p>
小和瀬委員	<p>この件につきまして、22 日に野澤委員のところへ行って、現地確認をしてみました。今説明があったとおりで、図を見ていただくと、図の 4-1 と 4-3 については、植木が植わったままで、荒れ放題という形です。譲渡人の方は、植木業をやっていたんですけども、旦那様が亡くなって、それ以降 10 年くらい手を付けていないそうで、草はありませんが、弦ものがはびこってしまってどうにもならないところを、開墾する予定です。家の前で、面している所にも自分で作っている畑がありますので、規模拡大をしてきたいとのことでございますので、御審議のほど、よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>他に御意見はございますか。</p> <p>(委員の中から、「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第 4 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第 4 号は原案のとおり決定いたします。</p> <p>(野澤委員 着席)</p>
議長	<p>続きまして、日程第 4、議案第 5 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題といたします。</p>
事務局	<p>それでは、議案第 5 号について、事務局の説明を求めます。</p> <p>議案書の 3 ページを御覧ください。</p> <p>農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請につきましては、所有者等の本人が、農地を農地以外の使用目的で転用するものです。</p> <p>それでは、議案第 5 号につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p>
事務局	<p>令和元年 5 月 14 日付、大農振第 1004-308 号で、一度農地改良で許可を取った場所になります。昨年農地改良を行い、安納芋、ピーナッツを植えましたが、土壌が少し低くなってしまい、雨で水が溜まってしまうため、昨年は安納芋等の収穫が少なくて、不作だったそうです。そのため、15 センチメートルほどかさ上げをし、土は赤土を入れて、農地の利用の増進を図っていきたいそうです。工事期間は約 30 日間、土の搬入は、同じ赤浜地内から搬入いたします。農地改良後も、安納芋やピーナッツをまた植える予定だそうです。</p> <p>本議案の、許可要件の該当性ですが、農地法第 4 条第 6 項第 2 号の非代替性、第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。</p> <p>また、一時転用につきましては、一時的な利用に供された後に、速やかに、農地として利用できる状態に回復されることが確実かどうかを審査することとされております。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>

発 言 者	内 容
議長	この件につきまして、まず、地元の委員さんの御意見を伺います。
吉田委員	吉田委員。
議長	22日に現地確認をいたしまして、確かに5月にかさ上げの作業を行って、その後畑を整地して、サツマイモ等を植えてあるのを確認していました。先ほど言われたように、台風の影響等で、盛土をして水が抜けなかったというのが現状だと思うのですが、もっとかさ上げをしたいということらしいので、今現在は、何も作付けしていないで整地した土地になっております。盛土をするということで問題ないと思いますので、御審議をお願いします。
議長	他に御意見はございますか。
議長	(委員の中から、「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。
議長	議案第5号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。
議長	(全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第5号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付いたします。
議長	続きますので、日程第5、議案第6号から議案第8号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。
議長	それでは、議案第6号について、事務局の説明を求めます。
事務局	議案書の4ページを御覧ください。
事務局	まず1点、訂正をお願いいたします。議案番号7の譲受人ですが、正しくは〇〇となりますので、訂正をお願いいたします。申し訳ございませんでした。
事務局	それでは、説明に移らせていただきます。
事務局	農地法第5条第1項の規定による許可申請につきましては、農地の所有者等から別の者への権利移転、または、設定を伴います農地転用で、売買、賃貸借、使用貸借などによりまして、農地を農地以外の使用目的とするものです。
事務局	それでは、議案第6号につきまして、御説明申し上げます。
事務局	(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)
事務局	(譲受人)さんは現在、奥様とお子様2人とでアパート暮らしをしております。長男の小学校に入学する年であり、また、長女が町内の保育園に通園していることから、自己用住宅の建築を計画し、所有者から譲ってもらえることになったため、今回の申請に至ったとのことです。周辺は、既に宅地化されております。
事務局	なお、今回の計画は、地目宅地である〇〇一〇と一体利用する計画となっております。
事務局	本議案の許可要件の該当性ですが、この農地は、農地法第5条第2項第1号、ロ、(1)の第3種農地ですので、原則として許可となるものです。
事務局	また、農地法第5条第2項第3号の資力及び信用等、第4号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。
事務局	説明は、以上でございます。
議長	この件につきまして、まず、地元の委員さんの御意見を伺います。
議長	柴崎委員。
柴崎委員	21日に坂本委員さんと現場を見てきました。北側に関しては、去年の12月に申請があり、

発 言 者	内 容
	許可相当となった土地です。申請地も境杭がしっかりと入っております。きれいになっておりますので、特に問題はないかと思えます。御審議お願いいたします。
議長	他に御意見はございますか。 (委員の中から、「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第6号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第6号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付いたします。 次に、議案第7号について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第7号につきまして、御説明申し上げます。 (議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)
事務局	譲受人は現在、運送業を主に行っており、本田技研工業株式会社埼玉製作所狭山完成車工場へ電装部品の輸送を行っております。令和2年度に工場が閉鎖になり、寄居完成車工場を主の工場として移転することから、その近くに事務所、倉庫及び駐車場の用地を探していたそうです。他の候補地も検討した結果、申請地を所有者から譲ってもらえることになったため、今回の申請に至ったとのことです。
事務局	本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第5条第2項第2号の非代替性、第3号の資力及び信用等、第4号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。
事務局	説明は、以上でございます。
議長	この件につきまして、まず、地元の委員さんの御意見を伺います。 石澤委員。
石澤委員	所有者のお一人は、10筆を今回工場用地に売るという計画になっております。その所有者は現在、〇〇市に住んでおられて、以前は土日等にこちらに来て耕作をしておったそうですが、最近手が入られなくて荒れてしまっている状況でした。事務局の説明のとおり、2年後に寄居工場が主の工場として移ってくるということで、運送業者が一時的に製品、部品を保管しておく倉庫、ちょうどここから5分くらいで工場に届くということで、大変良い場所であるため、今回売買になったと伺っている所であります。他の所有者であるお二方につきましては、7-2という地図がございますけれども、ちょうど国道からの進入道路で、9メートルの道路を入れたいということで、この両サイドに係る所有者でございます。既にお三方から了承され、過日22日に、私、野口、さらには内田の3人でつぶさに見てまいりましたけれども、現状は既に更地化しておる状況でございます。地域の皆様方に聞きますと、荒れたままより有効活用してもらったほうが良いというようなことでございます。周辺、特に西側は住宅地がどんどんと迫っている所でございますので、当該計画については、農地法上からも、有効利用の観点からもやむを得ないかなということで、我々3人は見てきたところでございます。慎重審議をよろしくお願いいたします。
議長	他に御意見はございますか。 (委員の中から、「なし」の声)

発 言 者	内 容
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。
議長	議案第7号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。
議長	(全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第7号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付いたします。
議長	次に、議案第8号について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第8号につきまして、御説明申し上げます。
事務局	(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)
事務局	譲受人である(譲受人)さんは現在、御両親と御実家で暮らしております。年齢等を考慮し、自己用住宅の建築を計画をしたそうです。御両親の今後のこともあり、御実家の近くでということ、両親の土地を借り受け、建築したいということから、今回の申請に至ったとのことです。
事務局	本議案の許可要件の該当性ですが、この農地は、農地法第5条第2項第1号、ロ、(1)の第3種農地ですので、原則として許可となるものです。
事務局	また、農地法第5条第2項第3号の資力及び信用等、第4号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。
事務局	なお、申請地西側の農地〇〇—〇に、申請人の御実家及び蚕小屋が建っておりますが、(譲受人)さんの自己用住宅が建った後でないと取り壊せないとのことで、許可後に住宅が建った後には、必ず取り壊す旨の確約書と始末書が添付をされております。
事務局	説明は、以上でございます。
議長	この件につきまして、まず、地元の委員さんの御意見を伺います。
議長	野口委員。
野口推進委員	去る22日の午後、石澤委員、内田委員と3名で現地を確認しました。申請者の御家族の方にも話を聞きまして、当初は改築を予定していたそうですが、改築が出来なくて、申請地に新築をとというようなお話をいただきました。周りの状況を考えても、特に問題ないかと思われるので、御審議のほどよろしくをお願いいたします。
議長	他に御意見はございますか。
議長	(委員の中から、「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。
議長	議案第8号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。
議長	(全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第8号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付いたします。
議長	続きまして、日程第6、議案第9号、農用地利用集積計画による利用権の設定についてを議題といたします。
議長	それでは、議案第9号について、事務局の説明を求めます。
事務局	最初に訂正があります。議案番号、標題が掲載もれでしたので、追記をお願いいたします。
事務局	議案第9号、農用地利用集積計画による利用権の設定について、とお願いいたします。大変申し訳ありませんでした。

発 言 者	内 容
	<p>それでは、議案書の5ページを御覧ください。</p> <p>農用地利用集積計画による利用権の設定につきましては、農業経営基盤強化促進法に基づくものでございまして、同法第18条第1項によりまして、農業委員会の決定を経て、町が定めることになっているものでございます。</p> <p>この制度の利点といたしましては、貸し手側は、利用権設定の期間満了により、自動的に農地が返還されるため安心して貸すことができ、借り手側の利点といたしましては、契約期間が明確になり、安定的な営農計画が立てられるといったことなどが挙げられます。</p> <p>また、農地の貸し借りをする場合は、本来、農地法第3条の許可が必要となるものですが、この利用権設定によりまして貸借をする場合につきましては、農地法第3条の許可は不要となるものでございます。</p> <p>それでは、議案第9号につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>借受人は、(議案書整理番号1の借受人)以下1人です。</p> <p>貸付人は、(議案書整理番号1の貸付人)以下3人です。</p> <p>合計6筆で8,036平方メートル、そのうち、田が、5筆で7,084平方メートル、畑が、1筆で952平方メートルです。</p> <p>なお、御決定をいただきました後に、同法第19条によりまして、町が農用地利用計画を告示いたします。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
議長	この件について、町から決定を求められていますが、何か御意見はございますか。
	(委員の中から、「なし」の声)
議長	よろしいですか、それでは採決いたします。
	議案第9号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。
	(全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第9号は原案のとおり決定し、町へ報告いたします。
	以上で全ての議案審議が終了しました。
	委員さんから、何かありますか。
	(委員からなしの声)
議長	事務局から、何かありますか。
事務局長	事務局から1点、御連絡をいたします。
	次回の総会ですが、3月26日木曜日の午後1時30分からでお願いいたします。繰り返しま
	す。3月26日木曜日の午後1時30分からでお願いいたします。
	以上、よろしくお願いたします。
議長	それでは他に無いようですので、令和2年第2回総会を閉会いたします。
	御協力ありがとうございました。
事務局長	(起立・礼・着席の発声)

発 言 者	内 容
	<p>署名委員の決定について議長指名により</p> <p>石澤清治委員 八木秀雄委員</p> <p>以上2名を選任する</p>
	<p>上記顛末に相違のないことを証するためここに署名する。</p> <p>令和2年2月25日</p> <p>議 長 空田重雄</p> <p>委 員 石澤清治</p> <p>委 員 八木秀雄</p>